

オープンキャンパス模擬授業
民事手続法
2010年8月1日

関西大学法学部教授
栗田 隆

目次

1. はじめに
2. 今の職業を続けることが、自分を生かすことになる
3. 債務を返済できない人も社会の仲間だ
4. まとめ

2010/7/26

T. Kurita

2

強制執行制度の位置づけ

- 民事執行法は、信用秩序の基盤の一つ
- 憲法29条2項 財産権の内容は法律で定める
 1. 国民が全体として豊かになるようにする
 2. 個々の国民の労働の成果である財産権を保護する
- 強制執行 自力救済禁止の原則を前提にして、国民の権利の強制的実現のために、国家が強制執行を行う。

2010/7/26

T. Kurita

3

金銭執行の概略

- 差押え 債務者の財産を執行機関が差し押さえる
- 換価 差し押さえた財産を売却等により金銭に換える
- 配当 得られた金銭を債権者に分配する

2010/7/26

T. Kurita

4

差押禁止財産（民執法131条）

債務者が社会の一員として最低限度の生活を営むのに必要な動産は、債務者に留保される。

- 最低生活の保障（1号－3号） 3号の金額は33万円
- 職業の維持に必要な物（4号－6号）
- 債務者の専用物（7号・13号・8号・9号・10号）。
- その他

2010/7/26

T. Kurita

5

今の職業を続けることが、自分を生かすことになる

- 人は、職業の継続により自己の職業能力を高めてきた。
- 職業の継続を可能にすることが、その人の幸福につながる。
- 職業の継続に必要な動産を差押禁止財産にする。

2010/7/26

T. Kurita

6

無限責任の原則

- 個人は、自己の債務について、現在の財産のみならず、将来取得する財産をもっても弁済しなければならないという責任を負っている。
- 「債務者は、死ぬまで働いて債務の弁済に務めなければならない」

2010/7/26

T. Kurita

7

破産免責

- 最低限の生活は保障されているが、最低限度の生活が一生続くことは不幸である。
- 債務を返済できなくなった人も、我々の社会の仲間である。社会の一員として、再び幸福になる機会を与えられるべきだ。

2010/7/26

T. Kurita

8

破産免責の手続

2つの部分から構成されている

1. **破産手続** 最低限度の生活を営むのに必要な財産以外の財産がもしあれば、それを全てはき出させる
2. **免責手続** 残りの債務について、弁済責任を免除する決定をする。

2010/7/26

T. Kurita

9

免責制度の合憲性
(最高裁判所昭和36年12月13日決定)

- (目的) 破産者を更生させ、人間に値する生活を営む権利を保障する。
- (手段の合理性) 免責が合理的に制限されている。
 1. 免責不許可事由が設定されている (破産法 252条1項)
 2. 非免責債権設定されている (253条1項)
- 債権者に生ずる損害は、実質的に見て小さい。

2010/7/26

T. Kurita

10

まとめ

- 債務者も我々の社会の仲間である。不幸から立ち直って再び幸せになるチャンスを債務者に残すべきである。
- たとえば、
 - 民事執行法では、職業生活に必要な動産を差押禁止財産にしている。
 - 破産法では、破産免責制度が用意されている。

2010/7/26

T. Kurita

11
